平成２１年（フ）第３３２号
山形市あかねケ丘３丁目８番18号
破産者　ヤマ・レディース・コーポレーション有限会社
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第７２７号
大阪府泉南市馬場２丁目10番７号
破産者　丸大運輸有限会社
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第４８９号
大阪府和泉市王子町２丁目１番５―105号
破産者　株式会社大阪設計
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７６２号
大阪府泉佐野市中庄1398番地５
破産者　株式会社テンボス
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９３１号
大阪府泉南郡熊取町南山の手台２番32号
破産者　株式会社メディックス
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第３０６号
岡山市南区大福707番地２　206
破産者　波戸　貴久
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８号
岡山県倉敷市松江２丁目12番18号
破産者　丸藤運輸倉庫株式会社
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第１５号
熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽1907番の４
破産者　有限会社たかみや
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所阿蘇支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第３１号
宮城県気仙沼市唐桑町上鮪立83番地８
破産者　山崎　秋子（旧姓小松）
1　決定年月日　平成22年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２１年（フ）第３８８号
岩手県岩手郡雫石町七ツ森16番地37　松寿荘
破産者　佐々木正信
1　決定年月日　平成22年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４９７号
埼玉県狭山市大字水野469番地の12
破産者　藤原　和之
1　決定年月日　平成22年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２０年（フ）第１７３号
長野県松本市大字芳川小屋205番地の17
破産者　上條　清司
1　決定年月日　平成22年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第１１５号
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第16地割30番地７、開始決定時の住所盛岡市上堂３丁目22番16号　アップルヴィレッジＴ―102号
破産者　外山千恵子
1　決定年月日　平成22年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１４６号
横浜市瀬谷区中央23番地２　セレネ101号、旧住所岩手県北上市村崎野16地割132番地26
破産者　鴇田　昌彦
1　決定年月日　平成22年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５５８号
群馬県前橋市西片貝町２丁目179番地６　Ｃ―203号
破産者　齋藤　友秀
1　決定年月日　平成22年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６０５号
神奈川県相模原市下九沢757番地　県公社団地24―2418、開始決定時の住所群馬県前橋市市之関町389番地５　浅野裕方
破産者　木浦木　保
1　決定年月日　平成22年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６４７号
埼玉県川越市大字笠幡45番地１　プレジールＢ201号室、前住所埼玉県川越市今成４丁目11番地１　フォーブルヨコヤマ202号室
破産者　滝澤　啓彰
1　決定年月日　平成22年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３５９号
金沢市上辰巳町10の26番地５
破産者　山岸栄美子
1　決定年月日　平成22年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２０７号
長野県千曲市大字小島3060番地21
破産者　柳町　　茂
1　決定年月日　平成22年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第２９３５号
名古屋市東区砂田橋１丁目１番２―506号　サンコート砂田橋
破産者　倉野　　武
1　決定年月日　平成22年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部